

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国民健康保険に加入する人の保険税が急に増えることがないように、下記の経過措置があります。

所得の低い人の保険税の軽減について

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、その人の所得を含めて軽減判定を行います。

保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらなければ、国民健康保険に残った人の保険税は、移行前と同様の軽減を受けることができます。

保険税の平等割の軽減について

同じ世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の平等割額が5年間半額となり、その後の3年間は、平等割額の4分の1の額を減額します。

被用者保険の被扶養者であった人の減免制度があります

被用者保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が新たに国民健康保険に加入する場合、申請いただくことにより、次のとおり、保険税の減免を受けることができます。

- 1 所得割額の全額
- 2 均等割額の2分の1
- 3 65歳以上の被扶養者のみで構成される世帯は、平等割額の2分の1
- 4 1の減免期間については、今のところ「当分の間」としています。2と3の減免期間については資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に変更になりました。

注意： 2と3については、7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。
また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計することで2分の1とします（減免期間は2と3と同じです）。